

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	動物の飼養・収容施設の設置者又は管理者に対する措置命令
根拠条例・規則名	化製場等に関する法律
条 項	化製場等に関する法律第 9 条第 5 項（第 6 条の 2 の準用）
所 管 部 課	保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	<p>基 準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>飼養又は収容するための施設の構造設備が化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年埼玉県条例第 31 号）に規定された基準に適合しなくなると認めるとき、又は管理者が以下の措置を講じていないと認めるときは、設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、以下の措置を構すべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 施設の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 (2) こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 (3) 臭気処理を十分にすること。 (4) 埼玉県が条例で定める衛生上必要な措置。</p>
	設定等年月日
備 考	